全地連安全講習

「安全で生産的な現場環境の実現」

令和７年６月４日

一般社団法人 全国地質調査業協会連合会
技術部長　相澤隆生

法に基づく安全対応の構造

安衛法の始まりの部分

法令順守

企業経営

組織の責務

・安全衛生に関する管理者の選任
・安全衛生を推進する組織の構築
・ハザードの確認
・記録に残す

企業防衛

組織対応

安全衛生委員会

安全衛生管理者

会社

昔は、「安全と弁当は個人持ち」と言われていたが、社会を挙げて労働安全に取り組むようになって、一巡すると、結局は、安全に対する個人の認識・対応が重要と考えられている。
　しかし・・・

組織対応

作業安全

安衛法の後半、規則など

・安全に対する理解の推進
・作業安全のための資格
・作業上のルール
・作業に応じて責任者の選任
・安全器具の使用
・記録に残す

安全衛生対応
安全：主に現場
衛生：現場に限らない

業務

個人

・安全に対する理解
・作業安全のための資格
・作業上のルール

安衛法・規則等の遵守

法・規則等の遵守

業務上の教育
確認・管理
入場者教育
TBM-KY

全地連 安全手帳

全地連 安全手帳

服装・保護具
安全行動
資格取得
受講

目　　次

０．全地連「安全手帳」の紹介
１．安全手帳の利用
２．R7.1の事故事例より
３．なぜ、労働安全衛生に努めなければならないのか
４．受注者が実施しなければならないこと
５．「新たな化学物質規制(R5.4施行,R6.4施行)」の対応
６．職場における熱中症対策の強化について(R7.6施行)
７．労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律
８．まとめ

０．全地連「安全手帳」の紹介

- 全地連では「安全手帳v2.0」をHPで公開
https://www.zenchiren.or.jp/safetybook/
- どなたでもダウンロードして利用可能
- 安全手帳の構成
  安全手帳　基礎編　v2.0
  安全手帳　基礎編　参考資料
  安全手帳　応用編・危険物取扱編　v2.0
  安全手帳　事故予防対応編・参考（一般的事項）編　v2.0
- 基礎編は現場調査一般、応用編は海上・坑内・危険物取扱など、事故予防対応編は自動車・感電、火災など一般的事項

0．全地連「安全手帳」の紹介

基礎編の参考資料にはピクトグラムもあります

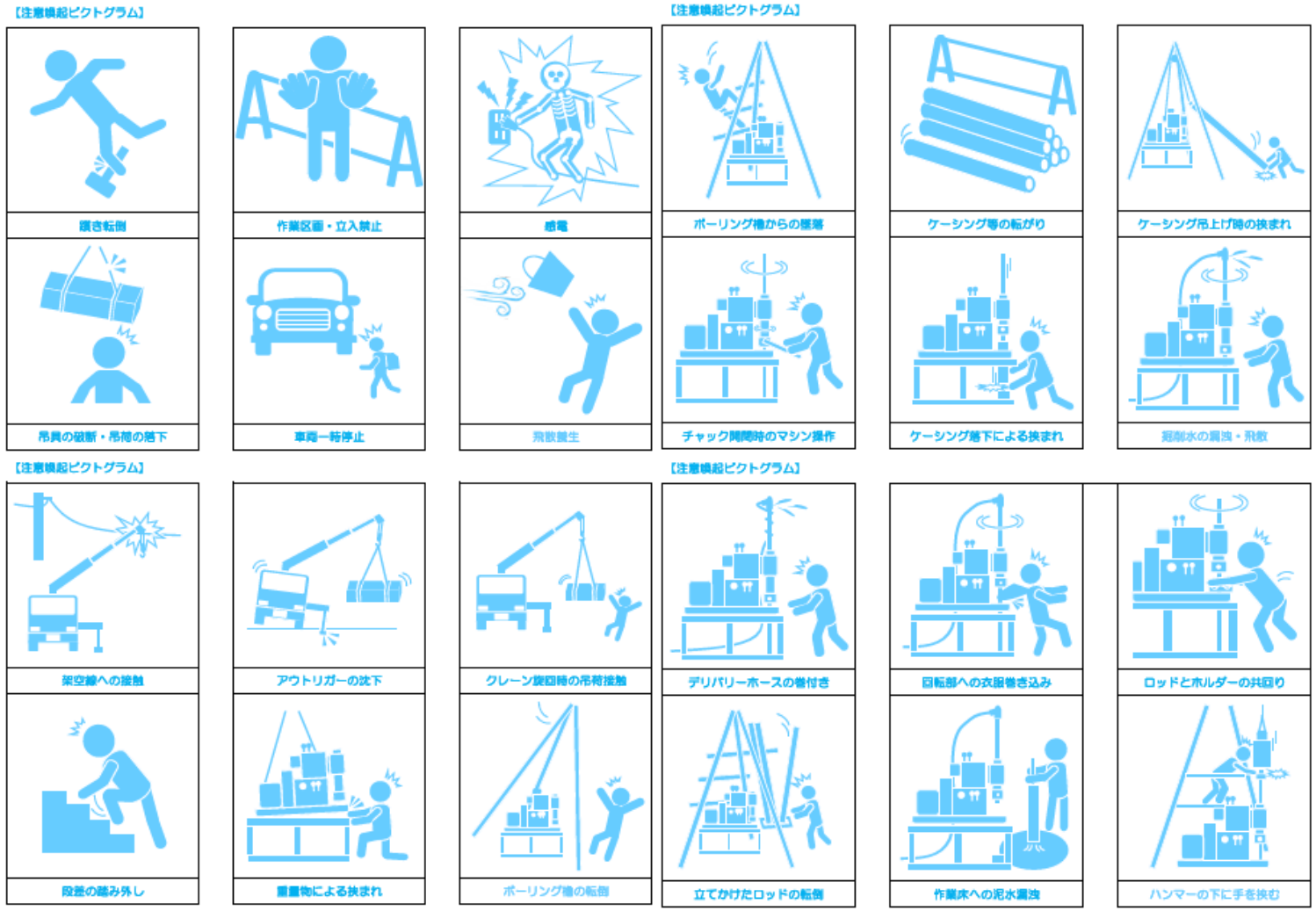

１．安全手帳の利用（荷下ろし）

・[輪止] [作業区画明示]
・つり上げ荷重が5トン未満のクレーン運転[技能講習
・トラッククレーンの作業領域と安定性[後方領域の安定が良い]
・玉掛け技能講習[1t以上]
・玉掛けワイヤー[毎日点検]
・不適格なワイヤロープの使用禁止[形くずれまたは腐食]
・玉掛け、外しで、資格と作業での留意点[作業区画明示]
・その他の留意点
　昇降設備とヘルメット[昇降設備]
　ブームが折れた[点検]
　電線等の高架に注意[収納検知等で確認]

１．安全手帳の利用（荷下ろし）

労働安全衛生規則の改正（R5.10月施行）

- 最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務化
- テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化
- テールゲートリフターの操作には、特別教育を義務化

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。
特別教育については令和６年２月から、それ以外の規定は令和５年10月から施行されます。

改正のあらまし

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量５トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量２トン以上５トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育４時間、実技教育２時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

１．安全手帳の利用（荷下ろし）

労働安全衛生規則の改正（R5.10月施行）

・最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務化

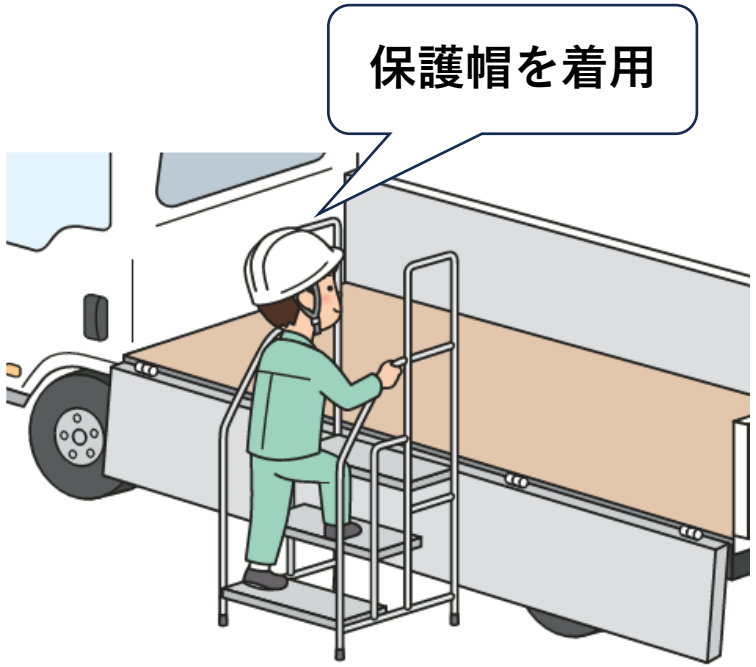

https://www.take-ken.co.jp/

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。
特別教育については令和６年２月から、それ以外の規定は令和５年10月から施行されます。

改正のあらまし

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます
これまで最大積載量５トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量２トン以上５トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます
テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育４時間、実技教育２時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

１安全手帳の利用（荷下ろし）

労働安全衛生規則の改正（R5.10月施行）

- テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化
- テールゲートリフターの操作には、特別教育を義務化

レンタカーに付いていることがあるので注意

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】

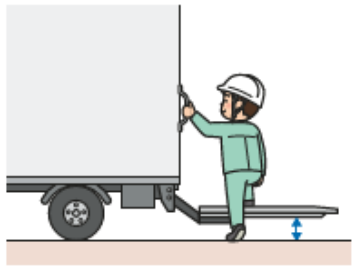

テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。

原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。
特別教育については令和６年２月から、それ以外の規定は令和５年10月から施行されます。

改正のあらまし

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量５トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量２トン以上５トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育４時間、実技教育２時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1．安全手帳の利用（ボーリング作業　）

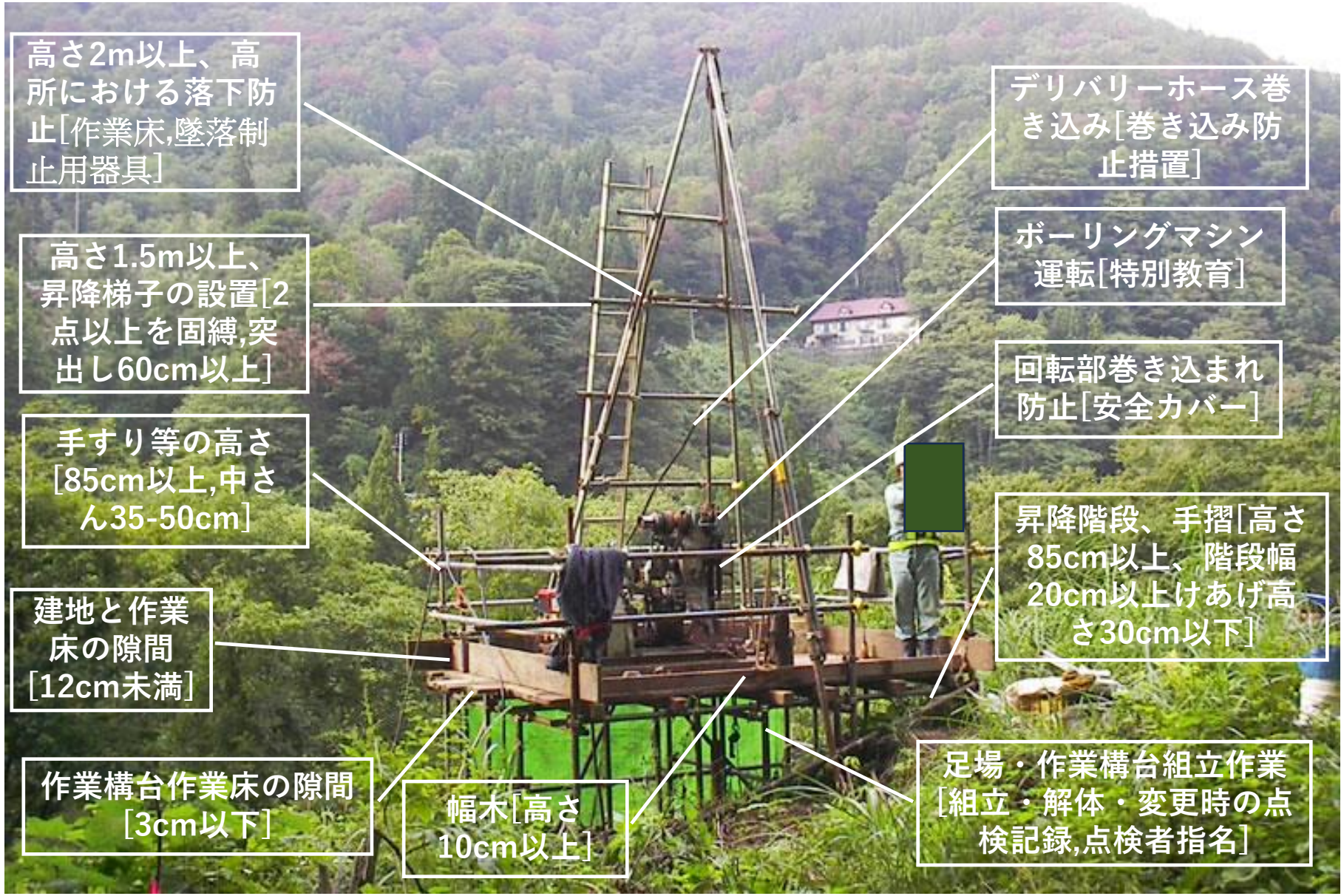

１．安全手帳の利用（ボーリング作業）

「高所作業」での墜落防止

・高所作業とは、高さ2m以上の場所で行う作業
　⇒傾斜足場の場合は、最も低い所からの高さと考える
・作業床の設置
・作業床の幅は40cm以上
・手すりは85cm以上の高さ
・フルハーネスは作業床を設けることが困難なところ
・高さ6.75ｍ以下では、腰ベルト型で良い
・高さ1.5m以上には、昇降梯子の設置
・昇降梯子は、2点以上を固縛、突出し60cm以上

１．安全手帳の利用（ボーリング作業）

「高所作業」での墜落防止

・高所作業とは、高さ2m以上の場所で行う作業
（⇒傾斜足場の場合は、最も低い所からの高さ）

- ✓ 作業床の設置
- ✓ 作業床の幅は40cm以上
- ✓ 手すりは85cm以上の高さ
- ✓ 安全ベルトは不要

１．安全手帳の利用（ボーリング作業）

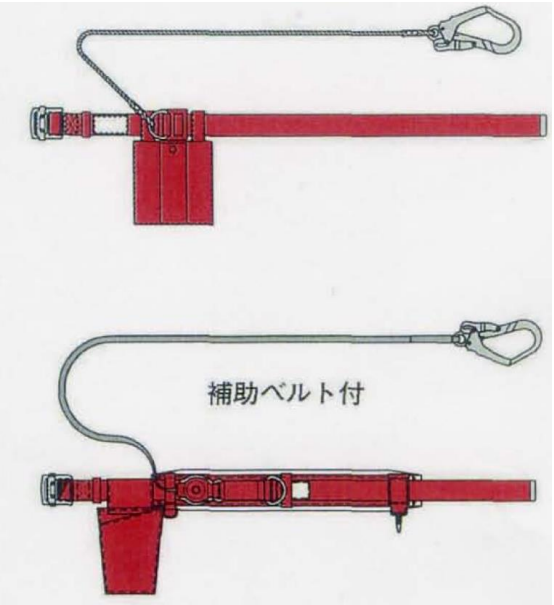

「高所作業」での墜落防止

- ✓ フルハーネスは作業床を設けることが困難なところ
- ✓ 高さ6.75m以下では、腰ベルト型でも良い

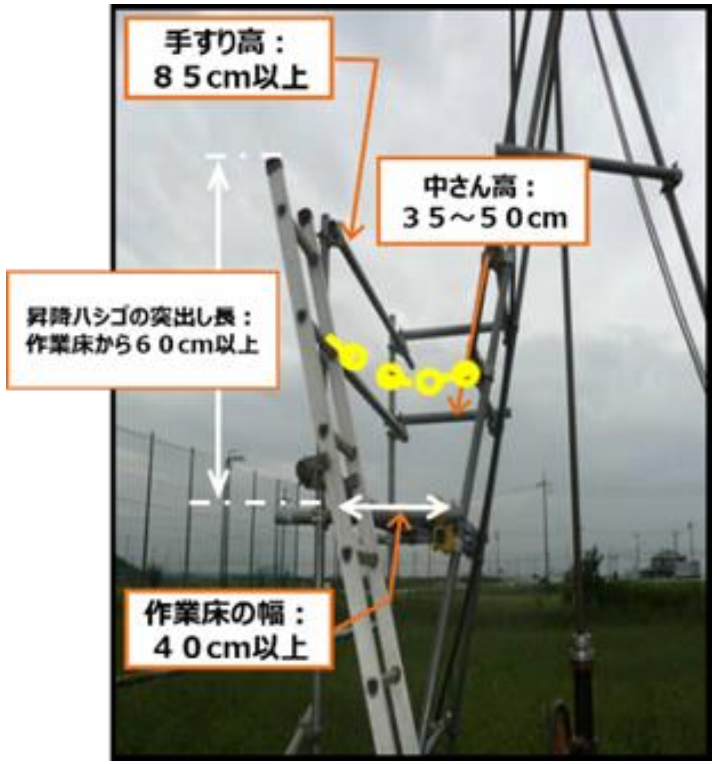

- ✓ 高さ1.5m以上には、昇降梯子の設置
- ✓ 昇降梯子は、2点以上を固縛、突出し60cm以上

２．R7.1の事故事例より

中国道の足場崩落で仮設アンカー
埋め込み不足

◆ニュース記事では

- 受注者が下請け企業に対して、計画通り施工しない場合の危険性について周知を徹底していなかったことが要因だと推定した。

◆懸念材料

- 安全配慮義務違反による訴訟事案に発展

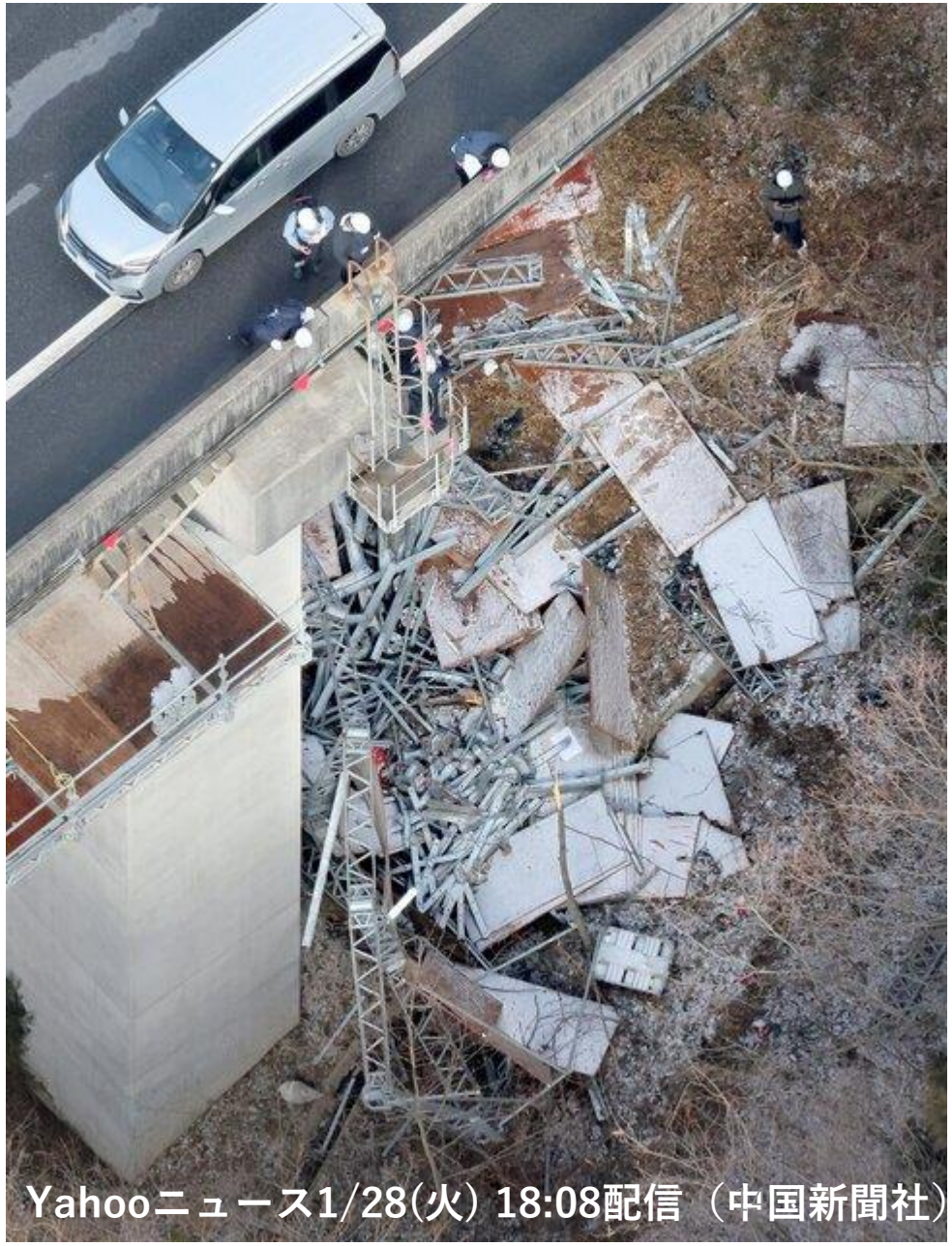

Yahooニュース1/28(火) 18:08配信（中国新聞社）

２．R7.1の事故事例より（想定）

◆会社側の安全配慮義務が不十分であった

〇安全管理部長の責任

- 入社後、就業歴が浅い当該従業員に対して、墜落するおそれのある場所における危険を防止するため、下記の義務を履行しなかったことから、安全配慮義務違反があった。

安全教育義務，適切配置義務，墜落防止措置義務，墜落防止設備措置義務，監視義務

〇社長の責任

- 代表取締役として、従業員の実質的な権限を有する責任者でありながら、下記の義務を履行しなかったことから、安全配慮義務違反があった。

安全教育義務

〇元方事業者（外注先の社長）の責任

- 労働安全衛生法上の元方事業者として、必要な指導義務を履行しなかった。

安全教育義務

３．なぜ、労働安全衛生に努めなければならないのか

◆労働契約法第5条（労働者への安全への配慮）

- 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等を安全に確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

⇒**事故が起こると**

政府労災による補償←逸失利益・実費

政府労災の上積み保険による補償←見舞金?!

発注者対応に多くの時間を割かれる←一時的損失

指名停止などの行政処分が科される←長期的損失

更にその次に、

ある日突然、訴状が届いて(民事訴訟)←賠償金

３．なぜ、労働安全衛生に努めなければならないのか

労働安全衛生法の記述

労働者：職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者
職種区分：サービス業の中の建設サービス業で、建設業ではない

【第3条】

- 事業者は、単にこの法律で定める**労働災害の防止**のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における**労働者**の安全と健康を確保するようにしなければならない。
- 事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。
- 建設物を**建設し、若しくは設計する者**は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

４．受注者が実施しなければならないこと

- 第10条　事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、**総括安全衛生管理者**を**選任**し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第25条の２第２項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。
- 第13条　事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから**産業医**を**選任**し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

業種※	事業場の規模※
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100 人以上
製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300 人以上
その他の業種	1,000 人以上

※産業分類上は[その他の業種]（学術研究、専門・技術サービス業）だが、必要と判断される場合がある。

４．受注者が実施しなければならないこと

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医

統括安全衛生管理者

No.	管理者 労働者数	総括 安全衛生 管理者	安全 管理者	衛生 管理者	産業医	安全衛生 推進者
1	100人以上	○	○	○	○	
2	50人以上～100人未満		○	○	○	
3	10人以上～50人未満					○
4	10人未満					
選任要件		実質の統括管理する権限・責任	安全管理者選任時研修	第一種二種衛生管理者	－	安全衛生推進者講習

４．受注者の責任

第17条　事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、**安全委員会**を設けなければならない。⇒前々頁の表

第18条　事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、**衛生委員会**を設けなければならない。⇒常時50人以上の労働者を使用する事業場

第19条　事業者は、第17条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、**安全衛生委員会を設置することができる**。

安全衛生委員会の設置衛生委員会設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の２に基づき、関係労働者からの意見聴取の機会（**安全衛生懇談会**）を設けなければならない。

４．受注者の責任

安全衛生委員会の設置

【安全衛生委員会の目的】

- 従業員の健康保持・増進や労働災害防止のための必要なことについて**審議する場**
- 事業場における労働者の危険または健康障害を防止するための基本対策などの安全衛生に関する**重要事項について調査審議する場**

【安全衛生委員会の開催】

- **毎月1回**以上開催する
- 議事の概要を委員会の開催の都度、遅滞なく、常時各作業場所の見や すい場所に掲示するなどによって**労働者に周知**する
- 議事録は、従業員がいつでも閲覧できる場所へ掲示し、**3年間保存**する

【安全衛生委員会のテーマ】

・事業場におけるリスクアセスメント（「新たな化学物質規制」を含む）
・メンタルヘルス
・熱中症の予防

４．受注者の責任

安全衛生管理体制（例）

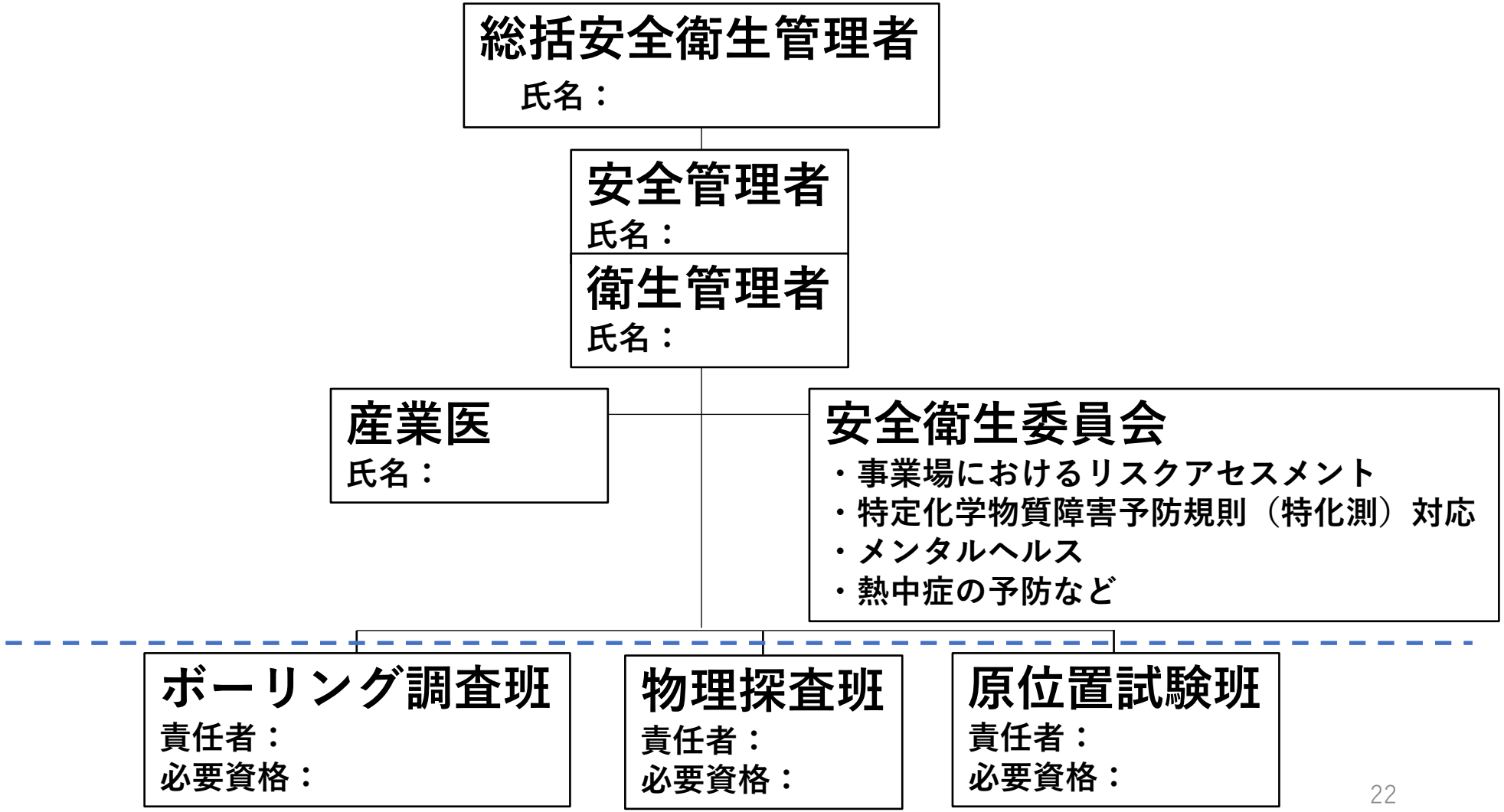

４．受注者の責任

安全は、「ただ」でできるのか？

青本では安全費として、交通整理と環境仮囲のみが「間接費」に位置付けられている
特記仕様書では関係諸法令を遵守することが謳われている

- 全地連「全国標準積算資料」（赤本）令和7年度版での改訂（web版では掲載）

６－２ 施工管理費施工管理費は，業務管理費以外の費用であり，工程管理，品質管理，出来高管理などに要する費用に加え，熱中症対策費用及び安全衛生管理費用を計上する。ただし，下限は50千円とする。

それぞれ以下によって率を適用し，次式により算出すること。

・工程管理費等率 ＝3.0％

・**安全衛生管理費率＝4.3％**

・熱中症対策費率 ＝真夏日率（現地調査期間における真夏日の割合）×補正係数（1.2）％

施工管理費＝直接調査費×(工程管理費等率＋安全衛生管理費率＋熱中症対策費率)

５．「新たな化学物質規制」の対応

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第91号；R5.4施行）等の対応

※化学物質名称

ポルトランドセメント

セメント

結晶質シリカ

ベントナイト
【発がん性物質】

シクロヘキサン

塩ビ管用接着剤

固形パラフィン

固形パラフィン

酸化カルシウム

膨張剤
【デンカCSA】

- SDS（安全シート；Safety Data Sheet）の確認
- リスクアセスメントの実施
- 使用ごとの記録と保管
- 保護具の着用
- 衛生委員会の付議事項に、化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付け。

- 『一般消費者の生活の用に供される製品に係るもの』はリスクアセスメントから除外
- リスクアセスメントは、『リスクアセスメント実施支援システム 操作マニュアル(厚生労働省)』等を参照

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/cb_manual_201903.pdf

５．「新たな化学物質規制」の対応

酸化カルシウムによる事故事例

[作業] ミキサーに水と半剛性舗装材(酸化カルシウムを含む)を入れ、撹拌作業。

[発生状況] その作業を始めてから約2時間後、作業を行っていた3名が体のかゆみを訴えたので、他の者と交替させて作業を続けた。午前8時になると、3名のうち2名が痛さを伴うかゆみを訴えたので、帰宅させた。この作業は午前9時30分に終了したが、翌朝、炎症のひどい4名が、病院で治療を受けた。

[原因]

- ミキサーの蓋を開けたまま作業を続けたことで、材料が飛散し。衣服の上から被害者の体に付着した。
- 作業に際し、不浸透性の保護手袋、保護衣等を着用していなかった。
- 作業者が半剛性舗装材の有害性について十分に知らなかった。

５．「新たな化学物質規制」の対応

ガソリンによる事故事例

[作業]タンカー船の機関室内でボルトをガス切断。

[発生状況]タンカー船（699t）の機関室内でガスを使用してボルトを切断する作業中、下方にある廃液溜まりに火の粉が落ちて引火し、火災が発生した。**死亡者数3人、休業者数6人**

[原因]

- 船底タンク内からビルジ溜まりに排出されていた廃液に混入していたガソリンが気化しやすい状態にあり、ビルジ溜まり内の空間部に滞留して着火しやすい状況にあった。
- ガソリンなど引火性のものの混入量などについての情報が船主から造船所を通じて請負業者の関係者へ通報されていなかった。

５．「新たな化学物質規制」の対応

[地質調査に関係する化学物質]

ベントナイト、膨張剤（酸化カルシウム）、ポルトランドセメント、塩ビ接着剤、パラフィン、ガソリン、軽油、油脂、等

１．化学物質管理者／保護具着用管理責任者の選任

２．衛生委員会への付議

３．現場作業における対応手順

3-1　現場作業で使用する化学物質製品の把握

3-2　安全データシート(SDS)の入手

3-3　リスクアセスメントの実施(告知)

3-4　現場でのリスクの周知とリスク低減措置の確認（新規入場者、KY等）

3-5　「化学物質製品使用記録」の作成

3-6　「化学物質ばく露状況報告書」の作成

４．化学物質使用記録の作成・保管

５．「新たな化学物質規制」の対応

①化学物質管理者／保護具着用管理責任者の選任

(1)選任が必要な事業場：対象物を取り扱う事業場（現場毎でなく支店・営業所毎）に、「化学物質管理者および保護具着用管理責任者」を選任

(2)選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

化学物質管理者：資格選任要件なし（専門的講習等の受講を推奨）

保護具着用管理責任者：保護具着用管理責任者講習（講習：１日間、受講料金：16,500円程度）

(3)職務

・化学物質管理者

ラベル、SDS等の確認⇒化学物質管理者／化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理／リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理／化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存／化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育／リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

・保護具着用管理責任者

保護具の適正な管理／労働者の保護具の適正な使用を指導／保護具の保守管理

⇒保護具着用管理責任者

５．「新たな化学物質規制」の対応

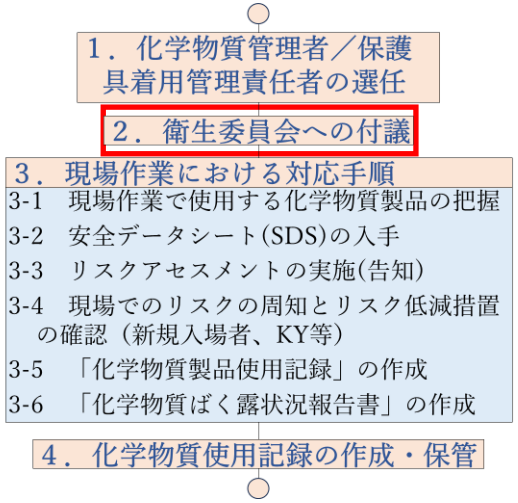

②衛生委員会への付議

化学物質製品のばく露低減措置に関する内容を衛生委員会に付議して、意見聴取を行い、議事録に記録します。

衛生委員会は、全業種の労働者数50人以上の事業場（本社、支店、現場等）で設置が義務付けられています。（労働安全衛生法第18条、及び第19条）設置義務のない労働者数50人未満の事業場も、労働安全衛生規則（安衛則）第23条の２に基づき、関係労働者からの意見聴取の機会（**安全衛生懇談会**）を設けなければなりません。　衛生委員会の**構成員は次のように規定**されています。また、1か月に1回以上委員会を開催しなければならない。

・総括安全衛生管理者または事業の実施を統括管理する者もしくはこれに準ずる者
・衛生管理者
・産業医　・労働者（衛生に関し経験を有する労働者）

５．「新たな化学物質規制」の対応

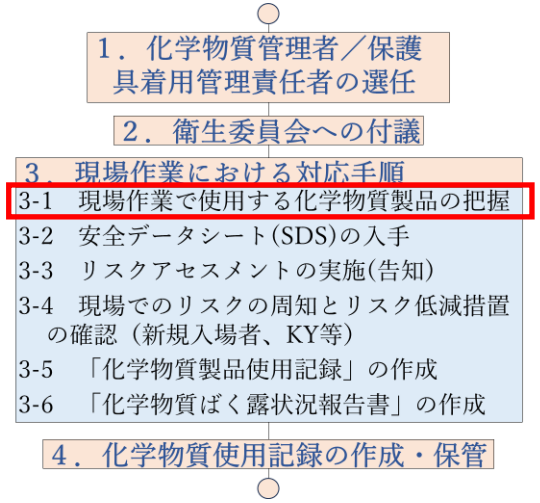

③現場作業における対応手順

3-1　現場作業で使用する化学物質製品の把握

地質調査に関係する化学物質として、ベントナイト、膨張剤（酸化カルシウム）、ポルトランドセメント、塩ビ接着剤、パラフィン、ガソリン、軽油、油脂、等が対象となる。特に、塩ビ接着剤、ガソリン、軽油、油脂など、**『一般消費者の生活の用に供される製品に係るもの』はリスクアセスメントから除外**される。（労働安全衛生規則第十二条の五）[ガソリンスタンドやホームセンターで購入したものを想定]

５．「新たな化学物質規制」の対応

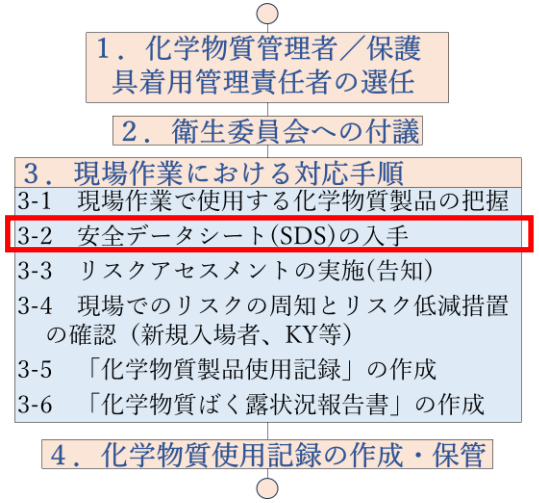

③現場作業における対応手順

3-2　安全データシート(SDS)の入手

SDSは、製品を販売する企業のHPに掲載されているほか、厚生労働省の「職場の安全サイト」（https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/ghs_msd_fnd.aspx）でも検索することができる様になっている。地質調査で使用する化学物質を含む製品は限られているので、可能性のある複数社の製品につき、予めSDSを入手しておく必要あり。

また、「SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、**定期的に確認**し、変更があるときは**更新しなければならない**。」となっており、更新せずに古いものを使い続けないよう注意が必要となる。

厚生労働省「職場の安全サイト」SDS情報：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/ghs_msd_fnd.aspx

５．「新たな化学物質規制」の対応

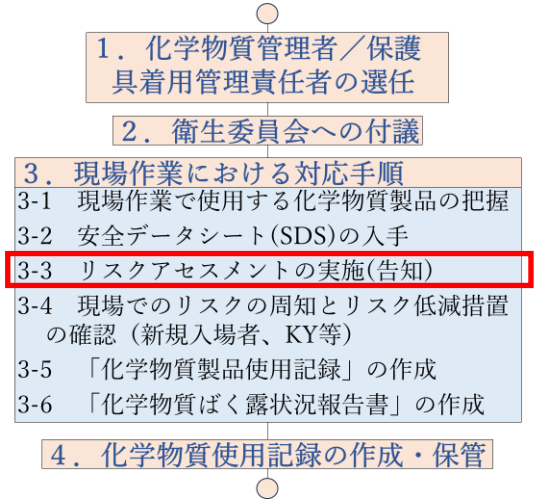

③現場作業における対応手順

3-3　リスクアセスメントの実施

　製品に含まれる化学物質について、設備・機器の爆発や引火などのおそれ（化学物質の危険性に基づくリスク）と、労働者の健康に悪影響をおよぼすおそれ（化学物質の有害性に基づくリスク）の両方がリスクアセスメントの対象となる。

　リスクアセスメントは、衛生委員会等で以下の要領で実施する。

ステップ１：化学物質などによる危険性または有害性の特定　（法第57条の3第1項）

ステップ２：　特定された危険性または有害性による リスクの見積り　（安衛則第34条の2の7第2項）

ステップ３　：リスクの見積りに基づくリスク低減措置の内容の検討　（法第57条の3第1項）

５．「新たな化学物質規制」の対応

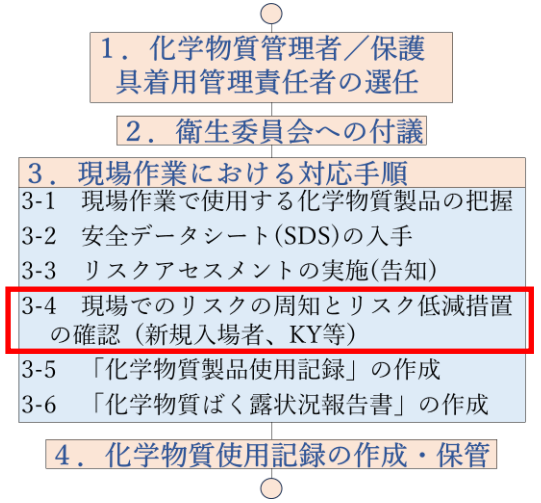

③現場作業における対応手順

3-4　現場でのリスクの周知とリスク低減措置の確認

新規入場者教育及びKY等で、リスク低減措置としてリスクアセスメント結果の周知および保護具着用に関する周知、実施を徹底する。

・化学物質管理者および保護具着用管理責任者は、**『氏名を事業場の見やすい箇所に掲示』等により周知**する。（労働安全衛生規則 第12条の5及び6）[他に、KY用紙に記入して周知する方法も考えられる]

・基準の変更、作業や事業場の状況によってさらに対応が必要な場合は、別途考慮する。

５．「新たな化学物質規制」の対応

1．化学物質管理者／保護具着用管理責任者の選任
2．衛生委員会への付議
3．現場作業における対応手順
3-1　現場作業で使用する化学物質製品の把握
3-2　安全データシート(SDS)の入手
3-3　リスクアセスメントの実施(告知)
3-4　現場でのリスクの周知とリスク低減措置の確認（新規入場者、KY等）
3-5　「化学物質製品使用記録」の作成
3-6　「化学物質ばく露状況報告書」の作成
4．化学物質使用記録の作成・保管

現場での手順

１）労働安全衛生法の新たな化学物質規制の対象を確認
２）製品のSDS（安全データシート[Safety Data Sheet]）を確認
３）「人体に及ぼす影響」についてＳＤＳの記述を使用者へ周知、教育（ＫＹ等）
４）製品の使用記録の作成・保存
５）保護具対応の必要性を示し、着用指示

生活用製品は除外

製品名	表示・通知義務対象物質	一般生活者の生活の用に供される製品	化学物質管理者選任	保護具着用管理者選任	記録	建災防様式	記録保管30年
ベントナイト	結晶質シリカ	×	○	○	○	○	○
膨張剤	酸化カルシウム	×	○	○	○	○	×
ポルトランドセメント	酸化カルシウム	×	○	○	○	○	×
塩ビ接着剤	シクロヘキサノン	○	○	×	○	×	×
パラフィン	固形パラフィン	○	○	×	○	×	×
ガソリン・軽油	ガソリン・軽油	○	○	×	○	×	×
油脂	鉱油	○	○	×	○	×	×

5．「新たな化学物質規制」の対応

ベントナイト・ポルトランドセメントのリスク管理マニュアル(例)

セメント系粉体取扱い作業　リスク管理マニュアル

作業	セメント系粉体をこねる作業		取扱い会社名		元請会社名
製品名		メーカー	作業内容		作業期間
取扱い会社名					
化学物質管理者		選任日	保護具着用管理責任者		選任日
化学物質名	裏表紙のチェック欄にチエックする。		保護具の留意点	【防護手袋】 ・使用する手袋は、化学防護手袋とする。選定した化学防護手袋の耐透過性クラスを確認する。	
発がん物質（特別管理物質又はがん原性物質）の有無					
呼吸用保護具の選定基準	個人ばく露測定の結果、室内作業の粉じん粒子は許容濃度と同程度であった。指定防護係数が４～１０以上の防じんマスクを選定する。 なお、結晶シリカが微量含まれる製品を使用する際は、DS2、RS2など区分2のものを選定する。		国家検定済みの標章区分	屋外　DS1,DL1,RS1,RL1　（区分１） 屋内（シリカを含むもの）　DS2,DL2,RS2,RL2　（区分２）	
有害性	○強い眼の刺激性、皮膚刺激性があり、眼の角膜、鼻の内部粘膜、皮膚に炎症を起こす可能性がある。 ○酸化カルシウムは水と接触すると強いアルカリ性を示す水酸化カルシウムとなり、皮膚や眼を損傷する。 ○粉体を吸入すると、気道や気管支、肺まで入り込み、反復ばく露によりじん肺を引き起こす可能性がある。		【リスク低減対策】		
緊急時の対応	皮膚に付着した場合はすぐに拭き取り、水及び石鹸で洗浄する。 炎症等が出た場合は、速やかに医師の診断を受ける。 眼に入った場合直ちに清浄な流水で数分間洗眼した後、医師の処置を受ける。		その他注意事項	１ 作業服・防護服の首元や袖口、長靴、安全靴の口からセメントが入らないようにきちんと着用する。（ガムテープで止める、袖口にゴムのあるものを選ぶ。） ２ 作業着に大量のセメント粉じんが付着すると、着替えの際に更衣場所を汚染するなど家庭まで持ち込むことがあるので注意を要する。	

作業内容		作業内容・換気状態に応じた呼吸用保護具
Ⓐ	セメント粉体をこねる作業 大量の粉体を取り扱う場合、屋内の場合シリカを含むセメントの取扱いの場合	区分2以上の防じんマスクを使用する。（DS2,DL2,RS2,RL2,DS3, DL3, RS3, RL3）
Ⓑ	セメント粉体をこねる作業 屋外の場合	区分１以上の防じんマスクを使用する。（DS1,DL1,RS1,RL1, DS2, DL2, RS2, RL2, DS3, DL3, RS3, RL3）
Ⓒ	だめ直し、後片付け、そうじ等の作業	
保護具着用管理責任者（前日までに記入）	氏名ID等を記載	選択したマスクを記載
従事する作業内容（当日記入）	氏名ID等を記載	実際に使用したものを記載

作業内容	防護手袋
Ⓐ	・天然ゴム製等の手袋を使用する。
Ⓑ	
Ⓒ	
	選択した手袋を記載
	実際に使用したものを記載

保護眼鏡	保護衣	保護靴
側板（サイドシールド）付き保護眼鏡を使用する。	皮膚が露出せず、粉体が皮膚に付着しない服を使用する。（作業時には、セメントが染み込まない作業服を着用し、休憩時には作業服を脱ぐ。夏季においては、熱中症対策が必要。）	安全靴を使用する。（粉体が入らない長靴を推奨する。）
－	皮膚が露出しない服を使用する。（夏季においては、熱中症対策が必要）	安全靴を使用する。（粉体が入らないもの）
選択したものを記載		
実際に使用したものを記載		

記録欄	
異常の記録（保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど）応急処置の記録等	
各作業員全員確認サイン	
元請確認	

©皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第５９４条の２（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質

1．化学物質管理者／保護具着用管理責任者の選任

2．衛生委員会への付議

3．現場作業における対応手順

- 3-1　現場作業で使用する化学物質製品の把握
- 3-2　安全データシート(SDS)の入手
- 3-3　リスクアセスメントの実施(告知)
- 3-4　現場でのリスクの周知とリスク低減措置の確認（新規入場者、KY等）
- 3-5　「化学物質製品使用記録」の作成
- 3-6　「化学物質ばく露状況報告書」の作成

4．化学物質使用記録の作成・保管

一般生活者の生活の用に供されない製品を使用する際の、リスク管理マニュアル（建災防）
https://www.kensaibou.or.jp/safe_tech/chemical_management/about.html

５．「新たな化学物質規制」の対応　記録簿（例）

③現場作業における対応手順

3-5　「化学物質製品使用記録」の作成

使用状況の確認（写真記録）、記録を残す。

発がん性物質（ベントナイト）は30年、それ以外は3年間記録を保管。

※袋をパタパタしない！

化学物質　取扱記録簿

※ 本記録簿は、取扱い化学物質 1種類につき 1枚の使用とします。

取扱い化学物質	☑ ベントナイト【記録保存３０年】		☐ セメント
	☐ 膨張剤【デンカCSA】		☐ 塩ビ管接着剤
使用年月日	2023年7月22日～8月10日		
取扱い場所又は件名・地点	○○地質調査		
使用時間	約 0.5 時間／日 × 12 日数		
取扱会社名			
使用者名			

使用状況写真添付

取扱い記録の保管確認：☑ 保管要請済 ➡ ☑ 保管済

保管管理確認者

1．化学物質管理者／保護具着用管理責任者の選任

2．衛生委員会への付議

3．現場作業における対応手順

- 3-1　現場作業で使用する化学物質製品の把握
- 3-2　安全データシート(SDS)の入手
- 3-3　リスクアセスメントの実施(告知)
- 3-4　現場でのリスクの周知とリスク低減措置の確認（新規入場者、KY等）
- 3-5　「化学物質製品使用記録」の作成
- 3-6　「化学物質ばく露状況報告書」の作成

4．化学物質使用記録の作成・保管

厚生労働省
「職場の安全サイト」
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/search/index.html?cx=016740910622602358796%3A5dmieigpi8w&cof=FORID%3A10&ie=Shift_JIS&q=SDS&sa=

５．「新たな化学物質規制」の対応

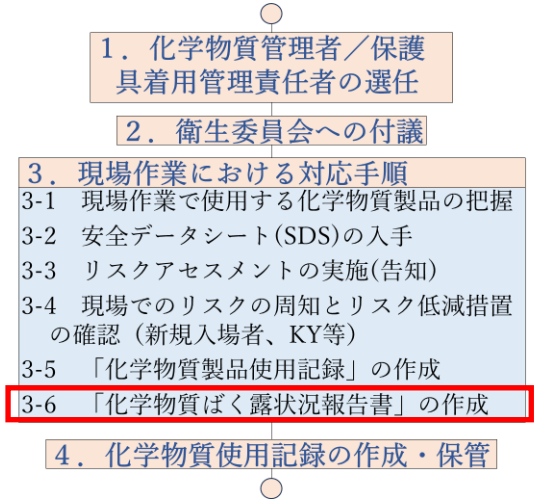

③現場作業における対応手順

3-6　「化学物質ばく露状況報告書」の作成

地質調査の場合、ベントナイトには、**重量比20～40%の結晶質シリカ（クニゲルV1）**が含まれている。そのため、取扱量によっては作成が必要。

報告の対象となる対象物質を500kg以上※製造、または取り扱った場合に、報告が必要になります。製造又は取扱いの期間が短い場合や発散抑制などの措置を講じた場合でも、ばく露の可能性がありますので、必ず報告してください。

※ばく露作業報告対象物を含有する製剤の場合は、当該製剤ごとの「製造量又は取扱量」×「ばく露作業報告対象物の含有率」を計算し、その値が500kg以上になる場合に報告が必要になります。

６．職場における熱中症対策の強化について(R7.6施行)

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案」の概要

※罰則アリ

１.熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の自覚症状がある労働者」や「熱中症のおそれがある労働者を見つけた者」がその旨を**報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め**、関係労働者に対して周知すること。

２.熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、**1)事業場における緊急連絡網**、**緊急搬送先の連絡先及び所在地等**、2)作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために**必要な措置の実施手順（参考例は以下のURLのとおり）を事業場ごとにあらかじめ作成**し、関係労働者に対して**周知**すること。(/https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf)

⇒①報告体制、②関係労働者への周知、③緊急対応手順の策定及び周知
※これ以前に、WBGT値による、休憩・時短・作業中止措置の手順

６．職場における熱中症対策の強化について

熱中症の予防のために

- 国土交通省では、日最高気温が30°CまたはWBGT値が25度を超える日『真夏日』と定義して、熱中症対策に資する現場管理費（工事）の補正対象。
- 国土交通省では、気温31°CまたはWBGT値28度以上で行われる作業を『熱中症を生ずる恐れのある作業』と定義。予め、「熱中症の自覚症状のある者」「熱中症の恐れがある者を見つけた者」が報告する体制（連絡先や担当者）を定め、周知する必要があります。
- WBGT値による休憩の頻度や作業停止の判断基準を定めておくことが重要です。
  例；(27°Cを基準値として考える事例があります)

WBGT値が基準値±4°C以上の場合、作業を中止する
WBGT値が基準値±3°C程度の場合、45分以上の休憩をとる
WBGT値が基準値±2°C程度の場合、30分以上の休憩をとる
WBGT値が基準値±1°C程度の場合、1時間当たり15分以上の休憩をとる

６．職場における熱中症対策の強化について

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律等の(令和６年４月)施行について

- 令和 6 年 2 月 28 日環保安発第 2402282 号環境省大臣官房環境保健部長通知
  https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/doc_ccaa/20240228_doc01.pdf
- 熱中症警戒情報として令和３年度から全国運用を開始している熱中症警戒アラートを、熱中症警戒情報として法律に位置づけ
- WBGT値の最高値が35以上と予測される場合、熱中症**特別**警戒情報を発表し、一般に周知
- 全国約 1,300 か所の地域気象観測所のうち、約840か所を暑さ指数（WBGT）の情報提供地点
- 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定・公開し、施設の開放義務

７．労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進（2025年3月14日閣議決定）

改正の概要

1．個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。

② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2．職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

○ ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。
その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3．化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。

② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。

③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4．機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。

② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5．高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

○ 高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等

このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

８．まとめ

労働安全諸法令の遵守（国土交通省共通仕様書に記述アリ）

安衛法、安衛則等で定められていること

- ◆ 会社（事業所毎）に、安全管理・衛生管理のための体制構築
- ◆ 選任の届け出、委員会等の社内での実践
- ◆ 作業安全のためのルール（資格・安全対応方法；トラックの荷役作業）遵守
- ◆ 特定化学物質障害予防規則（特化則）対応
- ◆ 「新たな化学物質規制」対応
- ◆ 「熱中症対策の強化」対応
- ◆ ストレスチェック制度によるメンタルヘルス対応
- ◆ その他（客観的な方法による労働者の労働時間の把握など）

要点：規制対象でなくても注意すべき物質はたくさんある。台所用漂白剤でも長時間吸い込むと気分が悪くなる。要は、規制にばかり気を取られずに、作業者が自ら考えて安全のための行動をすることが大切。